

福岡県公報

平成18年10月6日
第 2 5 9 2 号

目 次

告 示 (第1916号-第1945号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	4
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
○町の字の区域の変更	(地 方 課)	6
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7

○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課)	8
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

公 告

○平成18年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	13
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	13
○落札者等の公示	(総務事務センター)	14
○第35期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦	(労働政策課)	15

収用委員会

○土地収用法第66条第3項の規定に基づく裁決の手続	(用 地 課)	15
---------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第1916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年10月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久山都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久山町田園都市課

福岡県告示第1917号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年10月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久山都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1の区域区分については変更がない。)
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久山町田園都市課

福岡県告示第1918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	豊田線	前	久留米市山本町豊田1425番1先から 同市山本町豊田1355番3先まで	3.0 ～ 6.0	730.0
			後	同上	12.0 ～ 16.4	

福岡県告示第1919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田線	久留米市山本町豊田1425番1先から 同市山本町豊田1355番3先まで

福岡県告示第1920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	吉 井 川 線	前	浮羽郡吉井町大字福益1313番1先から 同郡同町大字福益1467番1先まで	3.0 ～ 8.1	706.3
			前	同上	5.0 ～ 50.0	896.0
			後	うきは市吉井町福益1313番1先から 同市吉井町福益1467番1先まで	3.0 ～ 8.1	706.3
			後	同上	5.0 ～ 53.0	896.0

福岡県告示第1921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉 井 川 線	うきは市吉井町福益1313番1先から 同市吉井町福益1467番1先まで

福岡県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	国 道	322 号	前	田川郡香春町大字中津原704番5先から 同郡同町大字中津原1089番1先まで	11.8 ～ 16.7	49.2
			後	同上	11.8 ～ 16.7	63.5
田 川	県 道	田 川 線	前	田川市魚町2171番8先から 同市白鳥町2238番1先まで	5.3 ～ 22.2	560.4
			前	田川市大字伊田3640番11先から 同市白鳥町2238番1先まで	16.0 ～ 39.0	155.0
			後	田川市魚町2171番8先から 同市白鳥町2238番1先まで	5.3 ～ 22.2	560.4
			後	田川市大字伊田3640番11先から 同市白鳥町2238番1先まで	16.0 ～ 48.0	155.0

豊前	県道	吉富 本耶馬溪 線	前	築上郡上毛町大字原井178番2先から 同郡同町大字原井399番2先まで	7.0 ～ 51.5	942.2
			後	同上	11.8 ～ 56.6	

福岡県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川直方線	田川市大字伊田4623番7先から 同市大字伊田4627番1先まで

福岡県告示第1924号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
山家土地改良区	平成18年9月25日

福岡県告示第1925号

解散した清算法人田川市川宮土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
松崎 裕治	田川市大字川宮1125番地
植田 隆	〃 〃 826番地

福岡県告示第1926号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
直方市大字山部字喜藤太504	直方診療所	佐々木 秀 隆
直方市殿町9-3	医療法人 関屋内科クリニック	関 屋 洋 紀
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	安 田 幸 彦
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	四 方 田 隆 一
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	植 田 博 也
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	青 木 英 三 郎
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	馬 場 哲 郎
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	水 内 秀 城
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	佐 藤 真 二
直方市津田町9番38号	医療法人一寿会 西尾病院	岩 田 輝 男
直方市大字山部765番地の1	社会保険筑豊病院	平 川 晴 久

直方市大字下境3910番地50	医療法人福翠会 高山病院	石井 浩喜
直方市大字下境3910番地50	医療法人福翠会 高山病院	笹平 有佳子
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	池上 智美
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	重藤 由行
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	石橋 英樹
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	金本 猛
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	清水 少一
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	川崎 啓祐
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	森 泰寿
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	新山 秀昭
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	日野 亮介
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	新生 忠司
直方市大字感田523番地 5	健康保険直方中央病院	今居 ゆかり

福岡県告示第1927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 さくら
 - (2) 代表者の氏名
福岡 将英
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区宇佐町二丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国際都市を目指す福岡県民並びに在日外国人に対し、お互いを理解し合う為のお国料理講習会並びに遊び方教室などの各種文化講座事業を行う。さらに、高齢者や在日外国人に対し、就業チャンスを広げると共に情報化社会における基本的な技術を取得して貰う為のパソコン講習・携帯電話の使い方教室などの技術講習会事業を行う。又、目的を同じにするNPO並びに他団体との親睦を図り、情報交換などを行う為の交流会事業を行う。これらの事を行なうことにより国際都市を目指す福岡の明るい未来を築き、在日外国人を含む地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1928号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 コジマNEW福岡春日店
 - (2) 所在地 福岡県春日市須玖北1丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1929号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市惣利6丁目121

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1930号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市惣利6丁目121

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1931号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、志摩町長から志摩町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、桜井地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字桜井字八反田に編入する。

大字	字	地番
桜井	山添	278の1、278の2の一部、278の3
	段敷	450の一部、452の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

2 次の区域を大字桜井字段敷に編入する。

大字	字	地番
桜井	八反田	284の1の一部、284の2の一部、284の4の一部、284の5の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

3 次の区域を大字桜井字扇原に編入する。

大字	字	地番
桜井	谷ノ前	777の一部、778の1の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

4 次の区域を大字桜井字口ノ坪に編入する。

大字	字	地番
桜井	段ノ下	768の一部
	谷ノ前	774から777までの各一部、778の1の一部、779の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、並びに字段ノ下763に隣接する水路である公有地の全部		

5 次の区域を大字桜井字谷ノ前に編入する。

大字	字	地番
桜井	口ノ坪	653の一部、679の一部
	段ノ下	768の一部
	大の口	804の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに字段ノ下767に隣接する水路である公有地の全部

- 6 次の区域を大字桜井字寺田に編入する。

大字	字	地番
桜井	権現	1021の2の一部、1023の1の一部、1023の2の一部、1024の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 7 次の区域を大字桜井字見田に編入する。

大字	字	地番
桜井	寺田	1098の1の一部、1098の2の一部
	野引	1905の4

- 8 次の区域を大字桜井字門ノ前に編入する。

大字	字	地番
桜井	洞ノ前	1976、1977の1、1977の3の一部、1978、1979の1の一部、1979の2の一部
	蔵ノ下	2416の8、2417の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 9 次の区域を大字桜井字洞ノ前に編入する。

大字	字	地番
桜井	大の口	804の1の一部、804の4の一部、805
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

- 10 次の区域を大字桜井字上ノ前に編入する。

大字	字	地番
桜井	鬼ノ前	2616の一部、2618の1の一部、2618の2の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

- 11 次の区域を大字桜井字鬼ノ前に編入する。

大字	字	地番
桜井	上ノ前	2529の一部、2531の1の一部、2533の1の一部、2535の2の一部
	鬼	2539の2、2609の3、2612の6
	鬼ノ内	2632の4
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 12 次の区域を大字桜井字水越に編入する。

大字	字	地番
桜井	屋壁	5517の1の一部、5531の一部、5532の1の一部、5532の2、5533の1の一部、5533の4の一部
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

福岡県告示第1932号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
石川石油 株式会社（代表取締役 石川 完治）
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市南区老司三丁目13番31号
- 特約業者の指定取消年月日
平成18年7月31日

福岡県告示第1933号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県建設技能教習センター

(2) 代表者の氏名

西山 徹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市南区清水1丁目22番9号 福建労会館内

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、広く労働者等に対して、労働現場における安全衛生の知識及び技能の付与を行うための事業を行い、職業能力の開発・向上及び安全衛生の確保に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、広く労働者等に対して、労働現場における安全衛生の知識及び技能の付与を行うための事業を行い、職業能力の開発・向上及び安全衛生の確保に寄与することと共に、消費者の利益に資することを目的とする。

福岡県告示第1934号

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、告示する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成19年1月21日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地の41
平成19年1月28日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成19年2月4日	久留米市民会館	久留米市城南町16番地の1
平成19年2月11日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）

洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）

洗たく物の処理 1時間（1時間）

繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

研修受講料 5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講人員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1935号

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、告示する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成19年1月30日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成19年2月14日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間(0.5時間)

洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間(1時間)

洗たく物の処理 1時間(0.5時間)

繊維及び繊維製品 1時間(1時間)

注 () は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

講習受講料 4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講人員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1936号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人絆

(2) 代表者の氏名

武富 佐智子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目9番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、独身男女に対して、結婚への専門的カウンセリング等に関する事業を行い、まちづくりの推進、福祉の増進、および、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1937号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 kids-tennis.com

(2) 代表者の氏名

松島 徹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市俗明院一丁目14番15-402号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、我が国におけるテニス競技に対して、当該競技の普及及び振興に関する事業を行い、我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1938号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 シニアライフ・サポートセンター福岡

(2) 代表者の氏名

綾部 明人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗5017番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者が、住み慣れた地域の中で人間らしく健康な社会生活が続けられることができる環境整備のため、人的資源としてのボランティアの育成、健康に過ごすための食事の提供、安心して暮らし続けられる住居の提供及び自由に社会参加ができるための移動介助に関する事業を行い、地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1939号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人つくしクローバー会

(2) 代表者の氏名

坂井 美彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市瓦田一丁目9番31号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対し地域における自立生活と社会参加支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進及び安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1940号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人立山福祉会

(2) 代表者の氏名

立石 百合子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市平野台四丁目10番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく在宅介護や高齢者の生き甲斐作り・地域住民との交流促進に関する事業を行い、地域福祉の増進や共生共助なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1941号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人なかがわ自然楽会

(2) 代表者の氏名

上野 行重

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目153番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供の教育活動を支援する事業を行うことで、子供の健全育成を図るとともに、公の施設の管理運営を受託することで、山村地域の経済を活性化させ、竹林の整備による環境の保全に関する事業や地域住民の交流を図るまちづくりに関する施設整備及びイベントの開催並びに支援事業を行うことで、心豊かにして安心して住んで良かったと実感できるまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1942号

椎田町小川池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（

昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地1
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
木戸 喜代治	〃 〃 大字水原522番地
荒牧 松夫	〃 〃 大字坂本294番地
喜代原 正喜	〃 〃 大字日奈古692番地1
村越 英治	〃 〃 大字椎田1078番地2
椎野 満昭	〃 〃 大字湊1177番地5
木本 正見	〃 〃 〃 432番地1
松尾 國俊	〃 〃 大字椎田1694番地
小袋 新	〃 〃 〃 1010番地1
江本 一利	〃 〃 〃 830番地2
田原 静雄	〃 〃 大字臼田642番地
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地1
中村 幾治	〃 〃 〃 120番地
出口 強	〃 〃 大字小原717番地2
前田 美知穂	〃 〃 〃 1151番地
南 正一	〃 〃 大字上り松809番地2
加来 達雄	〃 〃 大字宇留津638番地1
沼田 弘道	〃 〃 〃 649番地
高辻 昇	〃 〃 大字東八田647番地
六枝 昇	〃 〃 〃 457番地
中山 靖朗	〃 〃 大字岩丸796番地

2 退任監事

氏名	住所
奥本 宣行	築上郡築上町大字奈古627番地 1
江本 春治	〃 〃 大字高塚193番地
角本 昌盛	〃 〃 大字宇留津641番地

3 就任理事

氏名	住所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地 1
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地 2
木戸 喜代治	〃 〃 大字水原522番地
荒牧 松夫	〃 〃 大字坂本294番地
進 博義	〃 〃 大字日奈古971番地
村越 英治	〃 〃 大字椎田1078番地 2
椎野 満昭	〃 〃 大字湊1177番地 5
木本 正見	〃 〃 〃 432番地 1
松尾 國俊	〃 〃 大字椎田1694番地
小袋 新	〃 〃 〃 1010番地 1
江本 一利	〃 〃 〃 830番地 2
田原 静雄	〃 〃 大字臼田642番地
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地 1
江本 春治	〃 〃 〃 193番地
出口 強	〃 〃 大字小原717番地 2
前田 美知穂	〃 〃 〃 1151番地
宮本 己乗	〃 〃 大字上り松688番地
塩田 昌生	〃 〃 大字宇留津273番地 1
宮本 久治	〃 〃 〃 670番地
高辻 昇	〃 〃 大字東八田647番地
六枝 昇	〃 〃 〃 457番地
中山 靖朗	〃 〃 大字岩丸796番地

4 就任監事

氏名	住所
高橋 献一	築上郡築上町大字水原406番地 1
宮本 隆輝	〃 〃 大字上り松678番地
白川 正	〃 〃 大字宇留津673番地

福岡県告示第1943号

五徳地区土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中川 正則	田川郡香春町大字香春2083番地
福田 昭治	〃 〃 〃 2088番地
亀澤 昌治	〃 〃 〃 2807番地
神崎 秀雄	〃 〃 〃 2262番地
神崎 進	〃 〃 〃 1984番地 2
宇津木 末廣	〃 〃 〃 2941番地
原田 重信	〃 〃 〃 2590番地
福田 征治	〃 〃 〃 2099番地

2 退任監事

氏名	住所
冨田 一三	田川郡香春町大字香春2593番地
若佐 健一	〃 〃 〃 2305番地
松田 直行	〃 〃 〃 2087番地 2

3 就任理事

氏名	住所
中川正則	田川郡香春町大字香春2083番地
福田昭治	〃 〃 〃 2088番地
亀澤昌治	〃 〃 〃 2807番地
神崎秀雄	〃 〃 〃 2262番地
神崎進	〃 〃 〃 1984番地2
宇津木末廣	〃 〃 〃 2941番地
原田重信	〃 〃 〃 2590番地
福田征治	〃 〃 〃 2099番地

4 就任監事

氏名	住所
京田一三	田川郡香春町大字香春2593番地
若佐健一	〃 〃 〃 2305番地
松田直行	〃 〃 〃 2087番地2

福岡県告示第1944号

宮田町所田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
小野智昭	宮若市宮田4056番地

2 就任理事

氏名	住所
小野浩二	宮若市宮田4056番地

福岡県告示第1945号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字末永字数蔵町549-5及び557-6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市大字末永502
大原 勝彦

公 告

公告

平成18年度福岡県製菓衛生師試験（平成18年9月1日実施）の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

| 受験番号 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1 | 12 | 18 | 32 | 41 | 52 | 61 | 68 |
| 5 | 13 | 20 | 33 | 45 | 53 | 62 | 69 |
| 6 | 14 | 21 | 34 | 46 | 55 | 63 | |
| 7 | 15 | 22 | 35 | 47 | 56 | 65 | |
| 8 | 16 | 24 | 36 | 49 | 57 | 66 | |
| 11 | 17 | 29 | 39 | 51 | 58 | 67 | |

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称
久留米都市計画道路3・3・37号山川野口町北野町今山線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年10月27日 午後7時から9時まで

(2) 場所

久留米市役所 2階くすみホール（久留米市城南町15-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・37号山川野口町北野町今山線	起点 久留米市山川野口町 終点 久留米市北野町今山字下長溝 主な経過地 久留米市北野町石崎	約4,200メートル

(2) 閲覧

同案については、平成18年10月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、久留米市都市建設部都市計画課及び久留米市北野総合支所建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の

30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

全庁ファイル共有システム用機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年9月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

西日本電信電話株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

49,875,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告日

平成18年7月14日

8 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(a)に該当

公告

第35期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、労働組合に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成18年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 推薦資格を有する労働組合

労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- (1) 推薦書 2部
- (2) 労働者委員候補者調書 2部
- (3) 労働組合資格証明書 2部
- (4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

平成18年10月6日(金曜日)から同月27日(金曜日)まで

5 推薦書類の提出先

福岡県生活労働部労働局労働政策課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。

以下「労働政策課」という。)へ提出すること。

6 その他

推薦についての問い合わせは、労働政策課又は最寄りの福岡県労働福祉事務所に行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県土木部用地課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年10月27日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成18年10月6日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成17年度福収権第9号事件及び平成17年度福収明第9号事件

2 事業名

一般国道208号改築工事(有明海沿岸道路「大牟田高田道路」及び「高田大和バイパス」新設工事・福岡県大牟田市岬町地内から同市健老町地内まで及び同市昭和開地内から同県三池郡高田町大字黒崎開字一番地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに県道、町道及び農業用水路付替工事

3 送達を受けるべき者

藤本 浩美
住民票上の住所
千葉県市原市五井東三丁目47番地10

伊藤 道明

職権消除前の住民票上の住所
福岡県福岡市南区大橋三丁目21番14号

4 送達すべき書類

平成18年9月22日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書